



申立人代理人弁護士 武 智 克 典

同 木 村 貴 弘

同 小 室 太 一

同 清 水 将 博

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

申立ての趣旨

- 1 申立人が届け出た更生会社エルピーダメモリ株式会社に対する更生債権の額を7100万アメリカドルと査定する
 - 2 申立手続費用は、相手方の負担とする
- との裁判を求める。

申立ての理由

第1 更生債権の届出等

申立人は、平成24年10月31日、更生会社に対する後記第2記載の更生債権(以下「本件更生債権」という。)について、更生債権の届出を行った(甲1「更生

MIT EXHIBIT 2004
Micron v. MIT
IPR2015-01087

20日から同月22日までの間、特別調査期間が設けられた（甲2「債権届出期間経過後届出の事情説明書」）。

更生会社管財人は、平成24年11月14日、申立人に対し、申立人の主張する更生債権は存在しないとしてこれを全額否認する旨の通知を行った（甲3「認否結果通知書」）。

なお、本件更生債権について設けられた特別調査期間内において、異議を述べた届出更生債権者等は存在しない。

第2 本件更生債権の発生原因事実

1 本件更生債権の概要

本件更生債権は、申立人及び更生債権者メリーランド大学（以下、申立人と併せて「申立人ら」という。）が共有している下記の特許権（以下「本件特許権」という。）について、更生会社が侵害したことを理由とするアメリカ合衆国法典第35巻特許法（以下「アメリカ特許法」という。）第284条、第286条等に基づく損害賠償請求権である（甲4「アメリカ特許公報」）。

記

登録国	アメリカ合衆国
特許番号	6,057,221
特許日	2000年5月2日
出願日	1997年4月3日
発明の名称	金属インターコネクトのレーザ誘導切断
請求項の数	21

ている（甲5「査定系再審査証明書」）。更生会社は、2006年から現在に至るまで、本件特許権に係る請求項3、14及び17に係る特許発明（以下、本件特許発明Part1、Part2及びPart3といい、これらを総称して「本件特許発明」という。）を利用して製造されたダイナミック・ランダム・アクセス・メモリ（以下「DRAM」という。）をアメリカ合衆国（以下「アメリカ」という。）の国内において販売し、申立人らの本件特許権を侵害している。

更生会社がアメリカ国内で取り扱っているDRAM製品は、その製造の過程において本件特許発明が利用されており、申立人らは、アメリカ特許法第284条、第286条等に基づき、更生会社に対して少なくとも1億4200万アメリカドルを超える損害賠償請求権を有している。

2 本件更生債権の準拠法

特許権侵害を理由とする損害賠償請求権は、不法行為に基づく損害賠償請求権であり、法の適用に関する通則法（以下「法適用通則法」という。）によれば、「加害行為の結果が発生した地」の国の法律が適用されることとなる（法適用通則法第17条本文）。

本件更生債権は、更生会社が、本件特許権に係る発明を利用して製造したDRAMをアメリカ国内で販売し、本件特許権を侵害したことにより発生した損害賠償請求権であることから、「加害行為の結果が発生した地」はアメリカである。

したがって、本件更生債権の存否及び額については、アメリカ特許法その他アメリカの法令・判例に基づいて判断されることになる。

る（アメリカ特許法 271 条 g 項）。このことは、アメリカ国外で製造された製品であっても、アメリカで特許が認められている方法を利用して製造されたものである場合には、アメリカ国内に輸入し、又はアメリカ国内で販売のオファーをし、販売若しくは使用することがアメリカの特許の侵害となることを意味するものである。

そして、特許侵害の有無は、連邦巡回控訴裁判所の判決によれば、次のとおり判断されることになる。「特許侵害の分析は、二つのステップが必要である。第 1 に、クレームの意味と範囲を確定するためにクレーム解釈を行う必要がある。第 2 に、クレームと訴えられている製品との比較を行う。文言侵害となるには、訴えられている製品がクレームのすべての構成要件を含んでいなければならない。そして、たとえ、訴えられている製品が特許クレームを文言侵害していない場合でも、均等論による侵害があるかもしれない。」（Maxwell v. J. Baker, Inc., 86 F.3d 1098, 1105 (Fed. Cir. 1996)）。

次に述べるとおり、更生会社がアメリカで販売している DRAM は、本件特許発明のクレームのすべての構成要件を充足しており、申立人らからの許諾を得ることなくアメリカ国内で DRAM を販売する行為は、本件特許権を侵害するものである。

(2) 本件特許発明の構成要件

本件特許権は、レーザを利用して相互に接続された集積回路を切断する方法（「金属インターコネクットのレーザ誘起切断」）に関連するものである（甲 4 「アメリカ特許公報」）。

査定系再審査前及び再審査後における本件特許権の請求項によれば、本件特許発明の構成要件は、次のとおり、分説することができる（甲 5 「査定系再審査証明書」）。

- (C) 前記レーザーが、十分なエネルギーを前記リンク切断パットに加えることで前記第1の導電ラインと前記第2の導電ラインとの間の前記リンク切断パットにおける伝導性リンクを切断するまで、前記リンク切断パットに前記レーザーを維持する段階とを備え、
- (D) 前記リンク切断パットは、前記第1の導電ラインおよび前記第2の導電ラインのそれぞれよりも、単位長さ当たりの熱抵抗が実質的に低く、
- (E) 前記リンク切断パットの幅は、前記第1の導電ラインおよび前記第2の導電ラインのそれぞれの幅よりも少なくとも10%大きく、
- (F) 前記導電性のリンク切断パットは、
 - (F1) 内側の表面が前記基板に面しており、
 - (F2) 対向している外側の表面が、前記基板とは反対側になり、
 - (F3) 前記第1の導電ラインおよび前記第2の導電ラインは、前記内側の表面から前記基板へと延伸している方法

イ 本件特許発明 Part 2 (請求項 1 4)

- (G) 相互接続された回路間のリンクを切断する方法であって、
- (H) 基板上で第1の導電ラインと第2の導電ラインとの間に伝導可能に結合されている導電性のリンク切断パットにレーザーを向ける段階と、
- (I) 前記レーザーが、十分なエネルギーを前記リンク切断パットに加えることで前記第1の導電ラインと前記第2の導電ラインとの間の前記リンク切断パットにおける伝導性リンクを切断するまで、前記リンク切断パットに前記レーザーを維持する段階とを備え、

Explore Litigation Insights

Docket Alarm provides insights to develop a more informed litigation strategy and the peace of mind of knowing you're on top of things.

Real-Time Litigation Alerts



Keep your litigation team up-to-date with **real-time alerts** and advanced team management tools built for the enterprise, all while greatly reducing PACER spend.

Our comprehensive service means we can handle Federal, State, and Administrative courts across the country.

Advanced Docket Research



With over 230 million records, Docket Alarm's cloud-native docket research platform finds what other services can't. Coverage includes Federal, State, plus PTAB, TTAB, ITC and NLRB decisions, all in one place.

Identify arguments that have been successful in the past with full text, pinpoint searching. Link to case law cited within any court document via Fastcase.

Analytics At Your Fingertips



Learn what happened the last time a particular judge, opposing counsel or company faced cases similar to yours.

Advanced out-of-the-box PTAB and TTAB analytics are always at your fingertips.

API

Docket Alarm offers a powerful API (application programming interface) to developers that want to integrate case filings into their apps.

LAW FIRMS

Build custom dashboards for your attorneys and clients with live data direct from the court.

Automate many repetitive legal tasks like conflict checks, document management, and marketing.

FINANCIAL INSTITUTIONS

Litigation and bankruptcy checks for companies and debtors.

E-DISCOVERY AND LEGAL VENDORS

Sync your system to PACER to automate legal marketing.